



2023年12月15日

各 位

会社名 株式会社ラストワンマイル  
代表者名 代表取締役社長 渡辺 誠  
(コード番号: 9252 東証グロース)  
問合せ先 取締役 財務経理部長 市川 康平  
(電話番号 050-1781-0250)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 発行の概要

(1)	発行期日	2024年1月10日
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 15,600株
(3)	発行価額	1株につき3,140円
(4)	発行価額の総額	48,984,000円
(5)	割当予定先	当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 1名 6,400株 当社の従業員 3名 4,400株 当社子会社の取締役 1名 4,800株
(6)	その他	本新株式の発行は、金融商品取引法施行令第2条の12第1項に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券届出書及び有価証券通知書の提出は不要となります。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年10月25日付の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、対象取締役が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決定し、また、2023年11月28日開催の定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額2億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により、当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総

数は、年50,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすることにつき、ご承認をいただいております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役に対し金銭報酬債権合計20,096,000円、普通株式6,400株を付与することといたしました。また、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対しても同様の目的で、金銭報酬債権合計28,888,000円、普通株式9,200株を付与することといたしました。

本株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役1名、従業員3名および子会社取締役1名（以下、あわせて「付与対象者」といいます。）が当社又は当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当を受けることとなります。本株式発行において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2024年1月10日（以下「本発行期日」という）から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### (2) 譲渡制限の解除

付与対象者が譲渡制限期間の開始日である2024年1月10日から2025年1月9日までの期間（以下、「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

ただし、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により役務提供期間中に退任した場合には、当該退任の直後と本割当株式の交付日が属する事業年度終了後3ヶ月を経過する日のいずれか遅い方の時点をもって本割当株式の全部又は一部についての譲渡制限を解除する。

#### (3) 役務提供期間中の退任等の取扱い

付与対象者が役務提供期間中に当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人その他これらに準ずる地位のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合（ただし、退任もしくは退職と同時に取締役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。）には、当社は、付与対象者の退任もしくは退職の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができる。

- I. 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。
- II. 付与対象者が退任もしくは退職した正当な理由があると当社の取締役会が認める場合には、当該退任または退職の直後と本割当株式の交付日が属する事業年度終了後3ヶ月を経過する日のいずれか遅い方の時点をもって本割当株式の全部又は一部について譲渡制限を解除する。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てについて、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもってその全部を無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座におい

て管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日に先立ち、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式発行における発行価額につきましては、忝意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年12月14日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,140円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上